

点呼支援機器等（ロボット点呼）導入促進助成金交付要綱

令和 4年 3月 23日 制 定

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う事故防止対策の一環として、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」という。）の導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、第3条に定める点呼支援機器等及び周辺機器を当該年度4月1日以降に新たに導入した会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

（助成対象機器等）

第3条 助成の対象となる機器等は、別表に定める点呼支援機器等及び周辺機器とする。

（助成金の金額）

第4条 助成金は、事業者が当該年度に第3条に定める機器等を導入する費用を負担した場合に、30万円を交付する。ただし、1会員あたり1台を限度とする。なお、国及び地方自治体からの補助金が交付された機器等に対しては、助成金を交付しない。

（助成申請及び助成金の請求）

第5条 助成を希望する事業者は、第3条に定める機器等の導入が完了した場合、別紙様式「点呼支援機器等（ロボット点呼）導入促進助成申請書兼交付請求書」（様式1）（以下「助成申請書」という。）を本会に提出して請求するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

（助成申請書の提出期限）

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度の2月末日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 第5条の助成申請書の提出があったときは、本会は、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対し助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第8条 事業者は、助成金交付対象の機器等の導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ本会の承認を受けた場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

点呼支援機器等（ロボット点呼）導入促進助成金助成対象機器等（交付要綱第3条関係）

助成対象機器等は、ナブアシスト社が開発した「ロボット点呼」（ユニボ）及びその周辺機器で、令和4年4月1日以降に、ナブアシスト社、日貨協連及び販売取扱店等を通じて、新たに導入（サービス利用開始）した機器とする。